

土浦市立小学校及び中学校適正配置等基本方針

土浦市教育委員会

平成23年2月

目 次

はじめに	1 p
1. 土浦市の小・中学校の現状	
(1) 茨城県の指針と市立小・中学校の規模の現状	2 p
(2) 市立小・中学校の配置状況	3 p
(3) 通常学級の児童・生徒数、学級数	4 p
(4) 通常学級の児童・生徒数の推移	5 p
(5) 学校規模等に関する現行制度	8 p
(6) 学校規模と学級数の将来推計	8 p
2. 市民アンケート調査結果から見る市民の意識	
(1) 市民アンケート実施概要	11 p
(2) 市民アンケート結果考察	11 p
3. 学校の適正規模	
(1) 学校規模の大小におけるメリット・デメリット	15 p
(2) 学校規模の適正化の必要性和教育環境	16 p
(3) 土浦市における学校の適正規模の基本的な考え方	17 p
4. 学校の適正配置	
(1) 通学距離についての考え方	19 p
(2) 地域における学校の配置	19 p
(3) 土浦市における学校の適正配置の基本的な考え方	19 p
5. 学校の適正規模・適正配置に向けた方策	
(1) 適正規模・適正配置の進め方	20 p
(2) 学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項	20 p

はじめに

全国的な少子化が進む中、土浦市においても児童生徒数の減少にともない、地域間における学校規模に格差が生じてきています。地域によっては学校の小規模校化は今後もさらに進むことが予想され、こうした現象は、将来を担う子どもたちの学校における人間関係、切磋琢磨する機会、部活動の選択などの幅を狭めるばかりか、教職員の配置数などの教育条件、教育環境、学校運営等のあらゆる面でさまざまな問題が生じるため、市内全域にわたって教育の機会均等と公平性を確保することが急務の課題となっております。

さらに、平成20年4月には茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

このようなことから土浦市教育委員会では、平成21年10月6日に土浦市立幼稚園、小学校及び中学校適正配置等検討委員会(以下、「検討委員会」という。)を設置し、子どもたちのよりよい教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、土浦市にふさわしい幼稚園、小学校及び中学校の適正規模・適正配置について慎重な審議を重ねて検討いただき、幼稚園については平成22年4月に、小・中学校については平成23年2月に検討結果の提言をいただきました。

土浦市教育委員会では、この提言の趣旨を尊重し、今後の学校規模の適正化と適正配置のあり方についての基本的な考え方をまとめました。

1. 土浦市の小・中学校の現状

(1) 茨城県の指針と市立小・中学校の規模の現状

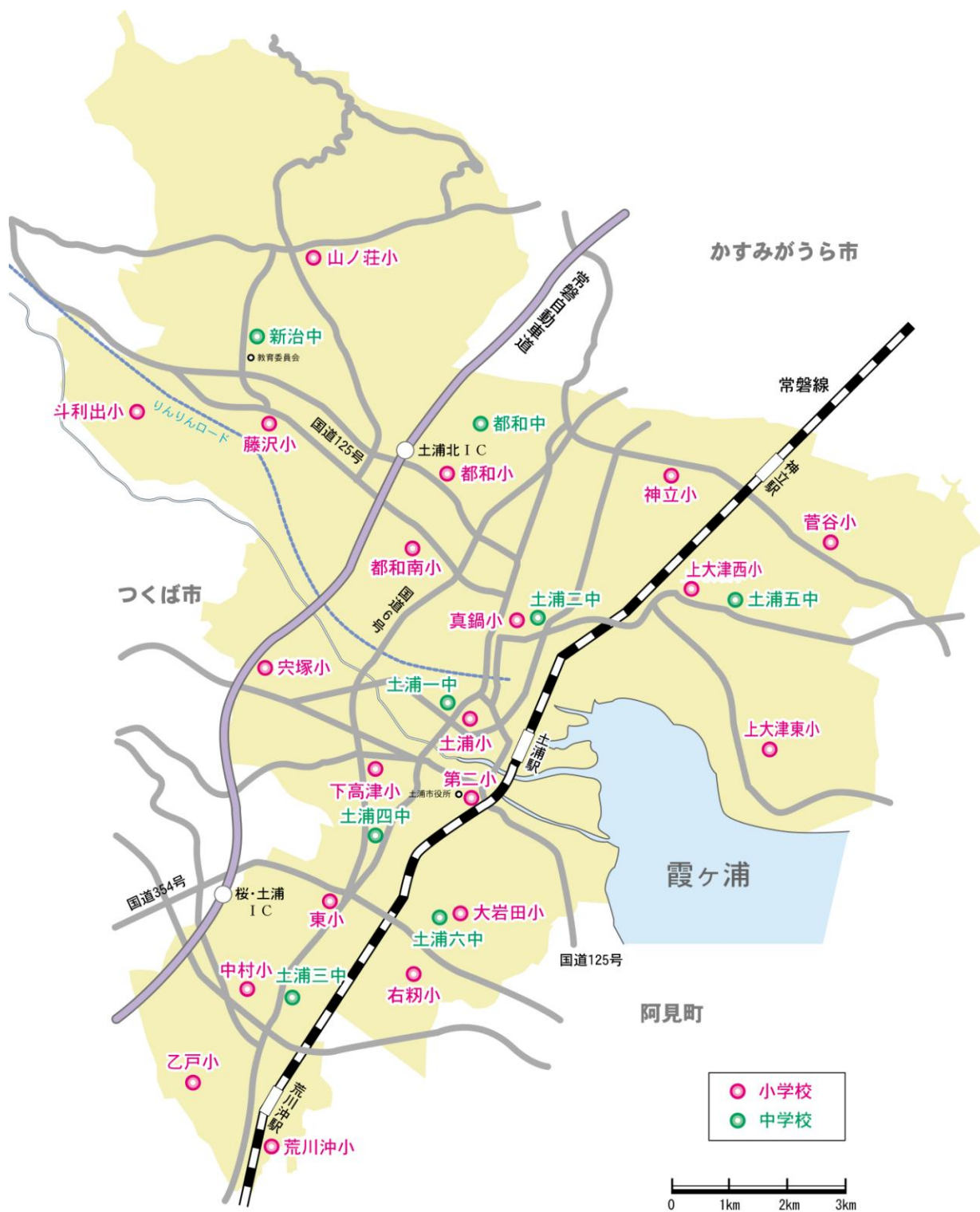
平成20年4月に、茨城県教育委員会から公立小・中学校の適正規模について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

- ◆小学校については、クラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上が望ましい
- ◆中学校については、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましい

土浦市においては平成22年5月1日現在、小学校7校と中学校1校が県の指針を下回っている小規模校で、うち複式学級を導入している学校が1校あるのが現状です。

(2) 市立小・中学校の配置状況

平成22年5月1日現在、土浦市内には20校の小学校と、8校の中学校が設置されています。



(3) 通常学級の児童・生徒数、学級数

平成22年5月1日現在、市内小・中学校に在籍している通常学級の児童生徒数です。なお、()内は学級数です。

(単位：人)

学 校	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
土浦小学校	130 (4)	107 (4)	139 (4)	133 (4)	98 (3)	134 (4)	741 (23)
下高津小学校	110 (4)	150 (5)	111 (4)	132 (4)	140 (4)	138 (4)	781 (25)
東小学校	65 (2)	58 (2)	62 (2)	84 (3)	55 (2)	61 (2)	385 (13)
宍塚小学校	13 (1)	7 複式学級	7 (1)	9 複式学級	2 (1)	11 (1)	49 (4)
大岩田小学校	103 (3)	102 (3)	101 (3)	124 (4)	78 (2)	105 (3)	613 (18)
真鍋小学校	140 (4)	151 (5)	131 (4)	141 (4)	155 (4)	139 (4)	857 (25)
都和小学校	87 (3)	80 (2)	90 (3)	95 (3)	100 (3)	92 (3)	544 (17)
荒川沖小学校	62 (2)	53 (2)	53 (2)	66 (2)	70 (2)	52 (2)	356 (12)
中村小学校	61 (2)	55 (2)	69 (2)	67 (2)	66 (2)	85 (3)	403 (13)
土浦第二小学校	105 (3)	110 (4)	93 (3)	102 (3)	122 (4)	99 (3)	631 (20)
上大津東小学校	40 (1)	42 (2)	41 (2)	43 (2)	38 (1)	32 (1)	236 (9)
上大津西小学校	11 (1)	7 (1)	13 (1)	15 (1)	18 (1)	11 (1)	75 (6)
神立小学校	90 (3)	98 (3)	95 (3)	77 (2)	114 (3)	86 (3)	560 (17)
右舩小学校	67 (2)	46 (2)	66 (2)	78 (2)	62 (2)	57 (2)	376 (12)
都和南小学校	52 (2)	44 (2)	48 (2)	53 (2)	46 (2)	53 (2)	296 (12)
乙戸小学校	58 (2)	59 (2)	49 (2)	53 (2)	58 (2)	48 (2)	325 (12)
菅谷小学校	18 (1)	29 (1)	42 (2)	15 (1)	35 (1)	33 (1)	172 (7)
藤沢小学校	43 (2)	44 (2)	41 (2)	45 (2)	39 (1)	47 (2)	259 (11)

学 校	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	計
斗利出小学校	9 (1)	17 (1)	9 (1)	10 (1)	16 (1)	19 (1)	80 (6)
山ノ荘小学校	18 (1)	19 (1)	22 (1)	20 (1)	23 (1)	17 (1)	119 (6)
合 計	1,282 (44)	1,278 (47)	1,282 (45)	1,362 (46)	1,335 (41)	1,319 (45)	7,858 (268)
土浦第一中学校	155 (5)	149 (4)	167 (5)				471 (14)
土浦第二中学校	147 (5)	149 (4)	127 (4)				423 (13)
土浦第三中学校	223 (7)	217 (6)	207 (6)				647 (19)
土浦第四中学校	194 (6)	245 (7)	219 (6)				658 (19)
土浦第五中学校	169 (5)	177 (5)	146 (4)				492 (14)
土浦第六中学校	152 (5)	145 (4)	137 (4)				434 (13)
都和中学校	142 (4)	137 (4)	147 (4)				426 (12)
新治中学校	73 (2)	67 (2)	92 (3)				232 (7)
合 計	1,255 (39)	1,286 (36)	1,242 (36)				3,783 (111)

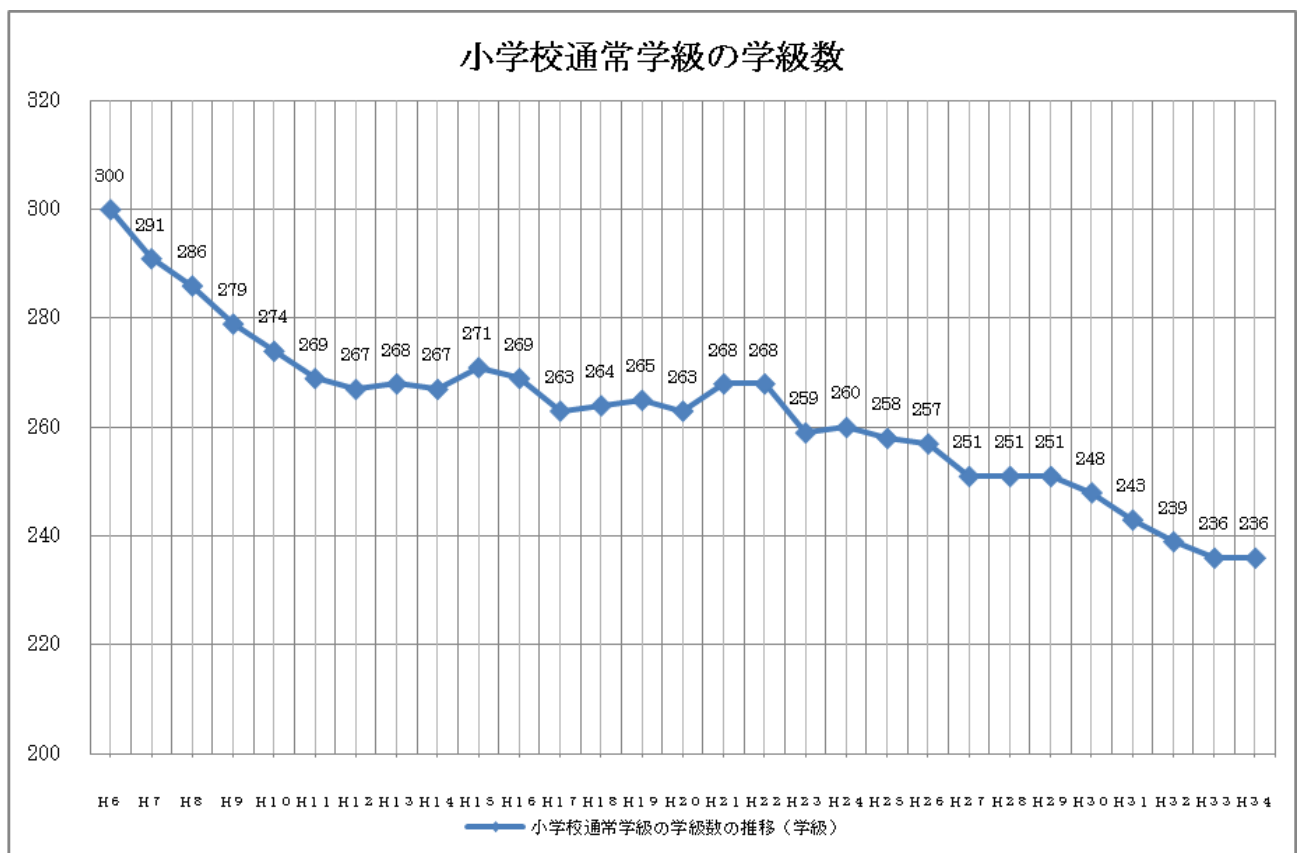
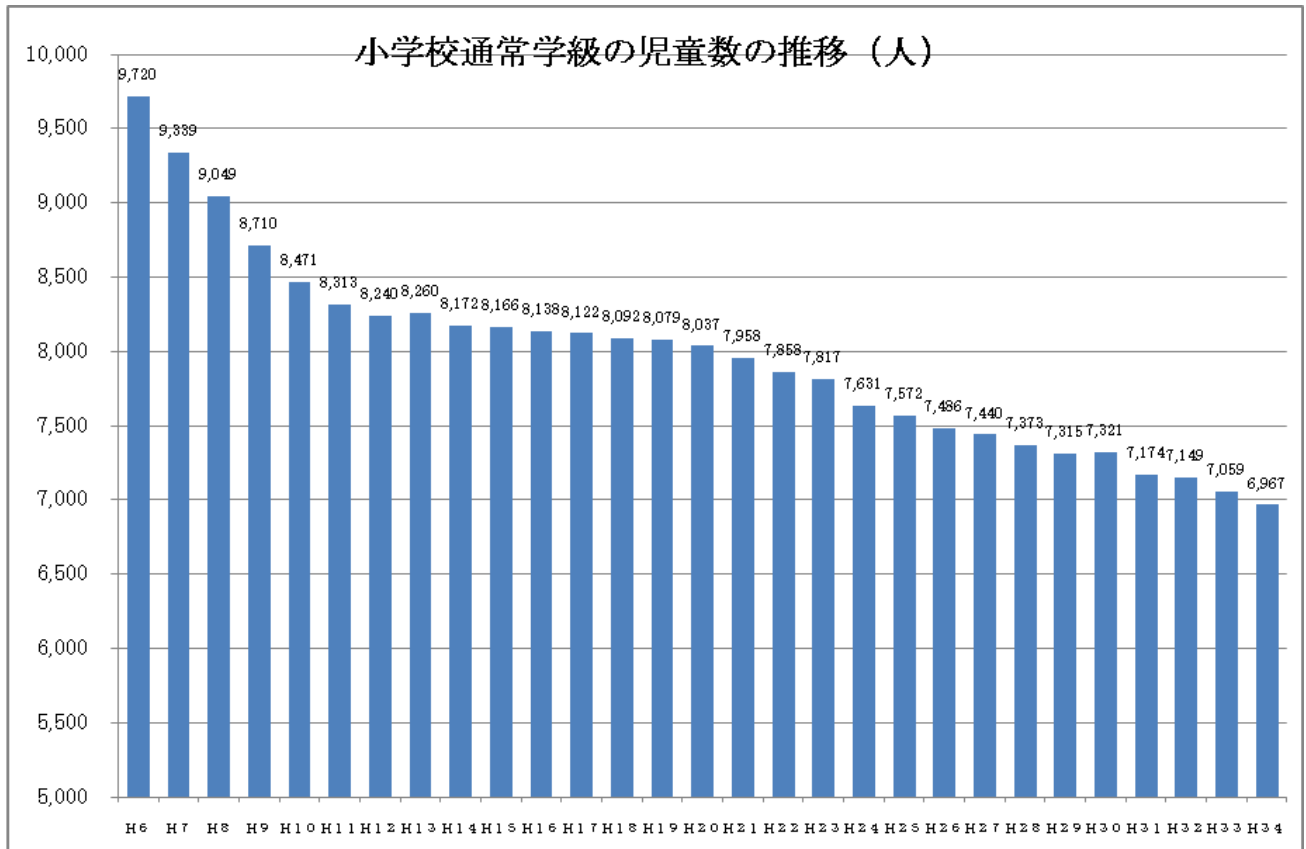
(4) 通常学級の児童・生徒数の推移

土浦市の小学校の児童数は、平成6年度の9,720人に対し、平成22年度には7,858人(80.8%)まで減少しています。平成34年度までの推計では、年々減少し6,967人(71.7%)になる見込みです。

学級数についても、平成6年度の300学級に対し、平成22年度には268学級(89.3%)まで減少しています。児童数と同様に、平成34年度までの推計では、236学級(78.7%)まで減少する見込みです。

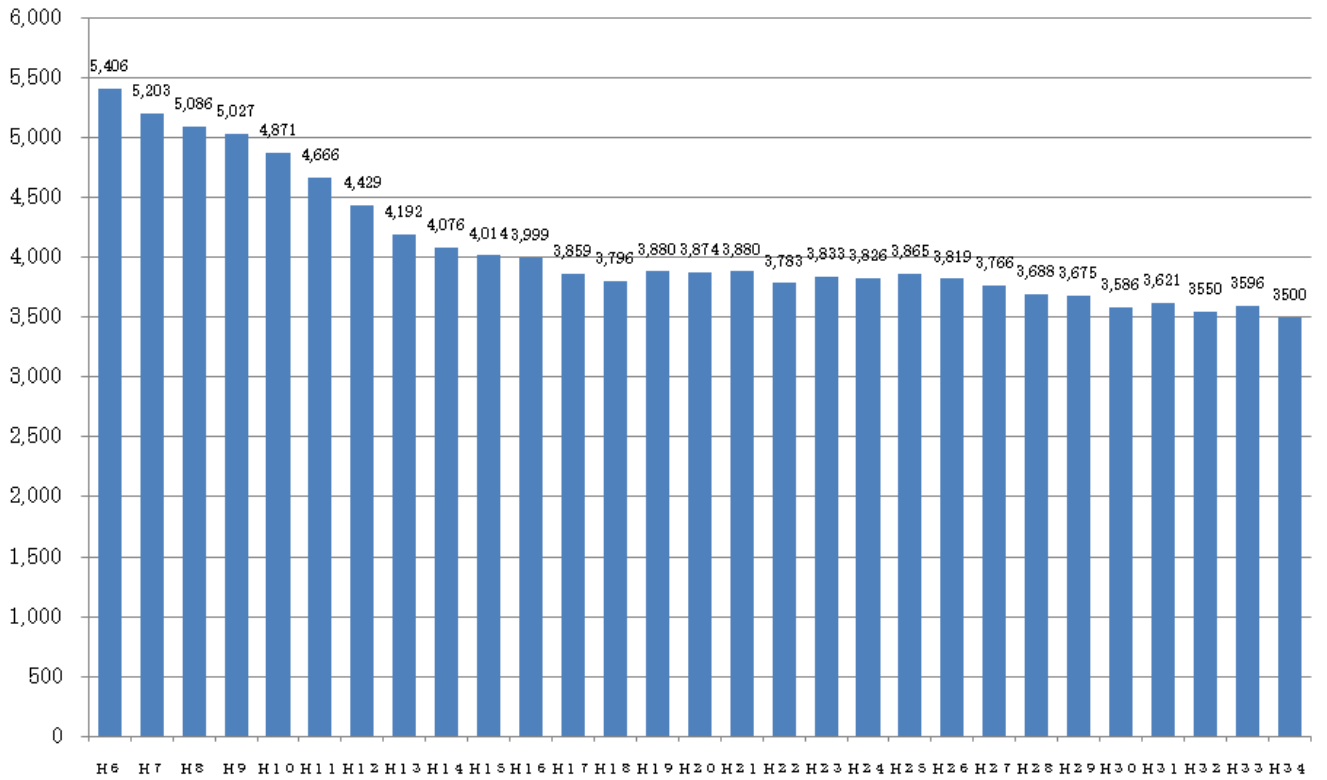
中学校の生徒数は、平成6年度の5,406人に対し、平成22年度には3,783人(70.0%)まで減少しています。平成34年度までの推計では、児童数と同様に年々減少し3,500人(64.7%)になる見込みです。

学級数についても、平成6年度の146学級に対し、平成22年度には111学級(76.0%)まで減少しています。生徒数と同様に、平成34年度までの推計では、98学級(67.1%)まで減少する見込みです。

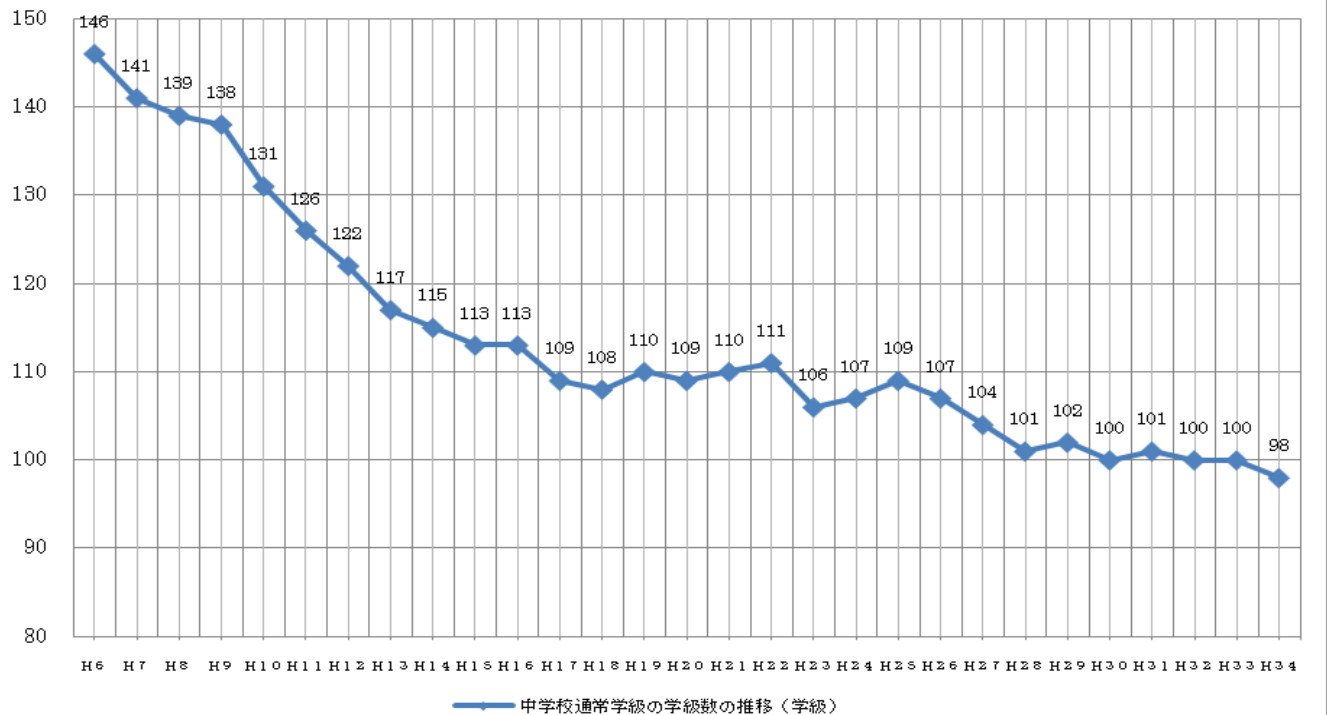


※平成23年度以降は学級単位を40人として推計（平成21年5月調査）

中学校通常学級の生徒数の推移（人）



中学校通常学級の学級数



※平成23年度以降は学級単位を40人として推計（平成21年5月調査）

(5) 学校規模等に関する現行制度

① 学級編制

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条に定める標準に基づき、県の教育委員会が基準を定めています。

県の基準では、同じ学年の児童生徒で編制する1学級の人数について、小学校・中学校ともに原則40人としていますが、小学校の1年生から4年生、及び中学校の1年生について、35人を超える学級が3学級以上ある場合は1学級を増設し、学級編制の弾力化を行っています。

② 学校規模

小学校の規模については、「学校教育法施行規則」第41条において、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」と定められており、同規則第79条において、中学校も同様に12学級以上18学級以下を標準として定めています。

土浦市の学校規模による状況は下記のとおりです。

学校規模 (学級数)	標準以下 (～11)		標準 (12～18)	標準以上 (19～)
		うち複式		
小学校	7	1	9	4
中学校	1	0	5	2

③ 通学区域

通学区域については、「学校教育法施行令」第5条第2項で「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合において、(中略)就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」とされています。

土浦市教育委員会では、児童生徒の住所地ごとに就学すべき小学校又は中学校を指定するための通学区域を定めています。

平成22年5月1日現在、小学校20校、中学校8校の通学区域を定めています。

(6) 学校規模と学級数の将来推計

平成22年度以降の小・中学校の児童生徒数等の推計調査に基づき、クラス替えが可能な通常学級について、1学級を40人編制および国が検討している35人編制、30人編制と想定した場合の将来推計を行ったところ、次のような状況が予想されます。

◆平成22年度から平成34年度までの児童生徒の全体数は、小学校では約11%の減少、中学校では約7%の減少が予測されます。

◆市内全学校において、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、平成22年度の40人編制と平成34年度と比較すると、35人編制ではほとんど変わりませんが、30人編制の場合は増加します。(下記①の表を参照)

①市内の全学校

【小学校 全20校】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
児童数 (人)		7,858	6,967	▲891	88.7
学級数	学級編制基準 40人	268	236	▲32	88.1
	35人	—	264	▲4	98.5
	30人	—	291	23	108.6

【中学校 全8校】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
生徒数 (人)		3,783	3,500	▲283	92.5
学級数	学級編制基準 40人	111	98	▲13	88.3
	35人	—	112	1	100.9
	30人	—	128	17	115.3

◆県の適正規模の指針で示されている基準（小学校は12学級、中学校は9学級）以上の学校については、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、平成22年度の40人編制と平成34年度と比較すると、35人編制の全体の学級数はほとんど変わりませんが、30人編制の場合は増加します。(下記②の表を参照)

②平成22年度時点で基準以上の学校

【小学校 13校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
児童数 (人)		6,868	6,112	▲756	89.0
学級数	学級編制基準 40人	213	195	▲18	91.5
	35人	—	216	3	101.4
	30人	—	239	26	112.2

【中学校 7校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
生徒数 (人)		3,551	3,280	▲271	92.4
学級数	学級編制基準 40人	99	92	▲7	92.9
	35人	—	103	4	104.0
	30人	—	119	20	120.2

◆県の適正規模の指針で示されている基準未満の学校においても、1学級40人編制を35人編制・30人編制に想定した場合、平成22年度の40人編制と平成34年度で比較すると、35人編制・30人編制にしても、全体の学級数はほとんど変わりません。(下記③の表を参照)

③平成22年度時点で基準未満の学校

【小学校 7校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
児童数 (人)		986	855	▲131	86.7
学級数	学級編制基準 40人	49	41	▲8	83.7
	35人	—	48	▲1	98.0
	30人	—	52	3	106.1

【中学校 1校該当】

区 分		平成22年度	平成34年度	比較増減	比率 (%)
生徒数 (人)		232	220	▲12	94.8
学級数	学級編制基準 40人	7	6	▲1	85.7
	35人	—	9	2	128.6
	30人	—	9	2	128.6

以上の結果より、今後、市内小・中学校の学級数の推移を見ると国で検討している35人編制・30人編制を導入した場合、県の適正規模の指針で示されている基準以上の学校の学級数は増加する傾向にありますが、小規模校の学級数は変わらない傾向にあります。

2. 市民アンケート調査結果から見る市民の意識

(1) 市民アンケート実施概要

望ましい学級数、通学距離などについて、検討委員会で審議するにあたり行われた市民アンケートで、子を持つ親、これから子を持つ予定の方、学校を支えている地域の方などからのさまざまな意見等を把握されました。

「学校適正規模等に関するアンケート」概要

- ◆対象者…土浦市内に居住している20歳以上の方
- ◆配布数…3,000通
- ◆抽出方法…住民基本台帳より20歳以上の個人を無作為にデータ抽出
- ◆配布・回収方法…郵送で送付し、同封の返信用封筒にて回収
- ◆アンケート発送時期…平成22年2月15日、締め切り…平成22年2月28日
- ◆回収数…1,277通（回収率42.6%）

(2) 市民アンケート結果考察

アンケート結果について、項目ごとに考察されたものは以下のとおりです。

小・中学校の望ましい1学年の学級数及び1学級の人数について

◆望ましい1学年の学級数（小学校）

学級数	割合
1学級	2.5%
2～3学級	70.8%
4学級以上	24.5%
複式学級	0.8%
無回答	0.9%

◆望ましい1学級の人数（小学校）

人数	割合
10人まで	0.8%
11～20人	15.7%
21～30人	66.6%
31～40人	16.0%
無回答	1.4%

小学校の1学年の学級数については、クラス替えにより多くの友人を作ることができ、切磋琢磨しながら社会性や協調性を育むことができるためという理由から「2～3学級」という回答が最も多く、それ以上の学級数を望む意見も合わせると、回答の95%が2学級以上を望んでいました。

また、1学級の人数については、多過ぎず少な過ぎない「21～30人」が最も多く、理由としては、一人ひとりに目が行き届くような個別指導を望みつつも、ある程度の集団の中での切磋琢磨が大切であると望む回答が多く見られました。

◆望ましい1学年の学級数（中学校）

学級数	割合
1学級	0.4%
2学級	2.0%
3学級	29.1%
4～6学級	62.7%
7学級以上	3.4%
無回答	2.0%

◆望ましい1学級の人数（中学校）

人数	割合
10人まで	0.3%
11～20人	12.1%
21～30人	60.7%
31～40人	24.9%
無回答	2.5%

中学校の1学年の学級数についても、小学校と同様に、多くの生徒と接する中で互いに切磋琢磨しながら社会性や協調性を育むことができる「4～6学級」を設置することが適当とする回答が最も多かったです。

また、1学級の人数についても、小学校と同様の理由により「21～30人」が最も多い回答を占めました。

以上の結果から、「小学校は2～3学級で21～30人クラス」、「中学校は4～6学級で21～30人クラス」が理想的であるという意見が大半を占めると考えられます。

学校の配置について今後どのようにすることが望ましいか

児童生徒数が減少しても、通学区域の見直しや弾力化等を行いながら、現行の学校配置を維持してほしいと望む声が多く占める一方で、教育にはある程度の人数の集団形成が必要だと思うといった意見も多く見られ、全体的にばらつきが見られました。

複式学級について

複式学級について	割合
良いと思う	24.0%
あまり良くないと思う	49.2%
良くないと思う	25.5%
無回答	1.3%

複式学級（2学年合わせて16人以下になる場合、その2つの学年が1クラスになり、1人の担任が同時に指導する形）になることについてどう思われるかの設問に関しては、中間の「あまり良くないと思う」が最も多く、「良くないと思う」と合わせると74%を占めました。理由の中でも、一人の教師が異なる学年の授業を同時に指導する形式に対し、十分な指導が行き届かないと懸念を抱く考えが多く、また、1学年に割り当てられる授業時間も十分ではないとの心配があることから、全体的に「良くはない」という回答が多く見られました。

地域における小・中学校の役割について

小・中学校が地域でどのような役割を最も果たしているかを項目ごとに分け、選択していただく設問で、「とてもそう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合を高い順に並べてみると、小・中学校ともに「災害時の避難場所」や「地域の伝統や卒業生たちの思い出の場」としての役割が大きいという意識傾向が見られました。

- ◆小学校 1位…災害等の際の避難場所(80.7%)
2位…地域の伝統・文化・歴史、卒業生たちの思い出の場(72.1%)
3位…児童・生徒たちと地域住民との交流拠点(68.3%)
4位…スポーツ活動の場(63.4%)
- ◆中学校 1位…災害等の際の避難場所(75.1%)
2位…地域の伝統・文化・歴史、卒業生たちの思い出の場(66.5%)
3位…スポーツ活動の場(61.3%)
4位…児童・生徒たちと地域住民との交流拠点(48.2%)

小・中学生の望ましい通学距離について

◆小学生

距離	割合
1 km以内	22.3%
2 km以内	53.5%
3 km以内	17.6%
4 km以内	4.4%
4 km超	0.5%
無回答	1.6%

◆中学生

距離	割合
1 km以内	3.4%
2 km以内	22.6%
3 km以内	34.8%
4 km以内	21.0%
5 km以内	11.3%
6 km以内	4.4%
6 km超	1.0%
無回答	1.6%

小学生については徒歩で通うことを考慮した「2 km以内」、中学生については自転車での通学も考慮して「3 km以内」が望ましいとの考えが多く占めました。いずれも「現在と同じ程度が望ましい」という考え方であると思われます。

ただし、統合すると仮定した場合、スクールバス等に対応すれば距離は関係ないという意見もありました。

最後に、クロス集計及び自由記載欄等で記入されていた事項のキーワードによる分析から汲み取れることを以下のとおりまとめられました。

◆クロス集計から

年齢、保護者・非保護者、居住する学校規模ごとに各設問を分類して、回答者の属性による特徴を分析してみたところ、次の結果となりました。

年齢別による回答の違いは特に見られませんでした。また同様に、保護者と保護者でない方の意識についても、特に差は見られませんでした。

ただし、居住している小学校区にある小学校規模による特徴では、全体的には大きな違いは見られませんが、小規模校区に住んでいる方は、学校の規模においては小規模校を望む傾向が若干見られました。

◆自由記載欄分析から

その他、自由記載欄で多く寄せられたことをキーワードごとにまとめて分析したところ、大きく分けて次の3つの要望が強かったことが分かりました。

- ・通学距離、通学区域、通学路に対する見直しや安全対策の検討をすること
- ・学校生活ではやはり切磋琢磨が大切で、多過ぎず少な過ぎない人数である「ある程度の人数」は確保できるようにすること
- ・統廃合したとしても、何らかの形で学校を地域の一施設として残すよう検討する、または学校そのものの形態を変えて活用するよう検討すること

3. 学校の適正規模

(1) 学校規模の大小におけるメリット・デメリット

学校規模の大小におけるメリット・デメリットについて、検討委員会での議論や実際に学校を視察して出された意見や一般傾向を整理されたものです。

	標準規模以下の学校（12学級未満）	
	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりと教師のコミュニケーションがよく図られる。 ・一人ひとりに目が行き届く、きめ細やかな個別の学習指導ができる。 ・家庭的な雰囲気の中で勉強ができる。 ・ゆったりとした教育が行える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級では先生に教えてもらえる時間が少なくなる。 ・複式学級での授業形態は他学年同士で気が散り、自分の勉強に集中できない恐れがある。 ・学習状況の差が明確になりやすい。 ・切磋琢磨できない。 ・グループ活動など、いろいろな人との意見交換や発想が制限される。 ・集団で行う体育、合唱、学校行事などが難しい。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・上級生が下級生の面倒を良く見るなど、学年を越えた仲間意識が強くなる。 ・ゆったりとした環境の中で、心の教育が十分にできる。 ・地域とのかかわりが密になる。 ・少人数なりに創意工夫して遊べる。 ・学校全体としての団結力や一体感が生まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は6年間同じ友だちなので、人間関係が固定化し、変化が見られない。 ・仲間はずれが起きた場合、クラス替えができないと関係回復が難しい。 ・人数を必要とするスポーツをすることが難しく、子どもたちが思い切り楽しめない。 ・クラブ活動や部活動が制限される。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの支援など、地元とのかかわりが密になる。 ・教職員間の意思疎通や協力体制が図りやすい。 ・PTAや地域が協力的でまとまりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教師一人当たりの校務分掌やその他学校運営に必要な用務の負担が大きい。 ・出席できる職員研修が制限される。 ・複式学級では黒板を前後に分けて2学年を同時に指導するので、教師の苦勞が多い。 ・保護者の数も少なくなるため、負担が大きくなる。

標準規模以上の学校（12学級以上）		
	メリット	デメリット
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな体育的な種目に挑戦できる。また、球技活動ができる。 ・勉強、スポーツ、集団の中で児童生徒がお互いに切磋琢磨し合ったり影響し合ったりできる。 ・子どもたち同士の学び合い、助け合いの心が育まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が多いため特別教室(パソコン教室など)の利用や、使用できる教材教具の数が制限される。 ・児童生徒一人ひとりに目が行き届きにくい。 ・一人当たりの活躍の場が少なくなる。
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えができ、多くの友だちと交流が図れる。 ・人数が多いと子どもたちの活動が活発になり、先生たちも活気が出る。 ・音楽祭、合唱祭、文化祭、スポーツ大会などの学校行事がいろいろできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室が狭くなり、窮屈で余裕がなくなる。 ・学年を越えての交流や一体感が生まれにくい。 ・一人ひとりの健康状態やいじめなどの心の問題が発見しにくくなる。
学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議等においても多人数で知恵を出し合える。 ・子どもたちをより多面的に評価できる。 ・教職員同士のさまざまな意見や情報の交換ができる。 ・教師一人当たりの校務分掌等の負担が少なくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな行事の取りまとめが大変。 ・校舎の増築など学校経費がかかる。 ・教職員同士の連携が取りづらくなる。

（2）学校規模の適正化の必要性和教育環境

小規模校・大規模校にはそれぞれメリット・デメリットがあり、土浦市としては本市が掲げる学校教育目標である「一人一人を生かす創意と活力に満ちた学校教育を推進し『確かな学力』と『豊かな心』を育む教育の展開に努める」ため、以下の視点から子どもたちを育成していくためには学校規模の適正化が必要であると考えます。

次の視点から、より高い効果を得るためには、ある程度の児童生徒数が必要です。

① 「確かな学力」を育成する視点から

- ・話し合い活動や協働作業的な活動等、集団の相互作用を生かした学習内容の深まりや広がりができること
- ・個々の個性や能力に応じた、きめ細やかな教育環境の整備を図るための小集団学習や習熟度別学習、また、表現力、思考力、判断力を養うための一斉学習など、多様な学習形態を取り入れた教育を可能にすること

- ・学習状況の差など、子ども自身が固定観念を持つことのないような環境づくり
- ・体育の球技や音楽での合唱・合奏等の集団活動を通してともに助け合い、協力し合う等、集団の力が発揮され活気あふれる活動
- ・小学校のクラブ活動、中学校の部活動の実施種目の増加

②「豊かな人間性やたくましさ」を育成する視点から

- ・友人同士やクラス間の対抗、切磋琢磨する機会、競争心や向上心の育成
- ・集団生活の中で、多くの友だちとかわるることによって、適切な行動を身に付け社会性や協調性を育成すること
- ・卒業まで同じ学級で過ごすことなく、学級の中での役割や価値観が固定化されることがない環境づくりや、いじめ・不登校などの人間関係上の問題が発生した場合のクラス替えによる問題解決
- ・中学校進学時のギャップを感じることなく、大きな集団に溶け込みやすい環境づくり
- ・体育や部活動等のチーム活動が制限されず、能力の開発・発揮の場を与えることができるようにすること
- ・運動会等の学校行事において、全体的な盛り上がりを持たせることができ、高学年に負担がかかったり、役割が固定化することがないようにすること

(3) 土浦市における学校の適正規模の基本的な考え方

学級人数については、文部科学省が少人数学級を推進する方向で検討していることから、検討委員会では学級数による適正規模についてのみ示すこととされました。

土浦市の小・中学校の適正規模は、児童生徒のより良い学習環境や生活環境などの創出という視点を基本に、国が定める標準規模や前掲の学校規模の適正化の必要性、アンケートによる市民の意識傾向から検討した結果、次のとおりまとめられました。

- ◆小学校…全学年でクラス替えやグループ学習などの充実を図ることができ、学年に複数の教員が配置できる12学級以上が望ましい。なお、統合を考える場合は、学校施設の使用に支障をきたさず、教員と児童の関わりを良好に保つことのできる24学級以下を目安とする。
- ◆中学校…小学校の考え方とほぼ同じで、中学校では教科担任制となるため、教員配置の面から主要5教科に複数の教員が配置でき、全教科専任教員が配置できる9学級以上が望ましい。なお、統合を考える場合は18学級以下を目安とする。

学級数による適正規模

小学校 12学級以上（1学年2学級以上）

※統合を考える場合は、24学級以下を目安とする

中学校 9学級以上（1学年3学級以上）

※統合を考える場合は、18学級以下を目安とする

4. 学校の適正配置

教育委員会では、適正配置の基本的な考え方について、通学距離や生活圏への配慮といった視点から次のように検討しました。

(1) 通学距離についての考え方

通学距離については、「義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令」の「適正な学校規模の条件」において「小学校にあっては概ね4キロメートル以内、中学校にあっては概ね6キロメートル以内」と示されており、土浦市の小・中学校も国の基準を満たしています。また、市民アンケートでは小学生は「2km以内」、中学生は「3km以内」が望ましいとの考えが多く占めました。

したがって、児童生徒が体力的・精神的に疲労し、学校生活における学習意欲やさまざまな活動に影響を与えないように、距離や交通の便、通学の安全性等は十分考慮し、地理的な条件などへの配慮が必要であると考えます。

なお、統合した場合などにおいて通学距離が遠距離になるときは、通学手段などの支援策の検討が必要になります。

(2) 地域における学校の配置

学校の配置は、どの児童生徒にとっても通学距離が均等であることや、生活圏の中心がどの辺りにあるのか、地域の文化活動がどのような場所で行われているかなど、さまざまな実情を勘案して均衡が図られていることが望ましいと考えますが、全ての学校をそのような位置に再配置し、学校の規模を適正化していくことは地域とのかかわりからも現実的に難しいと思われれます。

(3) 土浦市における学校の適正配置の基本的な考え方

以上の観点から、適正配置を進めるにあたっては、現在の学校の配置を基に検討していきます。その際、適正配置の手法としては、「隣接する学校との統廃合」や「学校の再編成または新設」及び「通学区域の見直し」などを行う必要が考えられます。

なお、対象とする学校は、「土浦市における学校の適正規模の基本的な考え方」で示した適正規模に満たない学校及び複式学級を導入している学校を目安とし、これらの学校を含めた各地区の状況を十分に考慮することが必要です。

隣接する学校との「統廃合」、「学校の再編成または新設」、「通学区域の見直し」などにより、望ましい学校の適正規模を確保しつつ適正配置化を図る。

5. 学校の適正規模・適正配置に向けた方策

(1) 適正規模・適正配置の進め方

適正規模・適正配置化に向けた具体的な計画（実施計画）の策定にあたっては、適正な規模が確保できることを前提に、適正規模に満たない小学校及び中学校、複式学級を導入している学校について検討します。

なお、小学校区が中学校の適正規模化と大きく関わりを持つことから、最初に小学校の適正規模化を検討していきます。

適正規模・適正配置化の方法としては次の①～③の3つを掲げます。

① 隣接する学校との統廃合

隣接する小規模校がある場合、施設面などでの学習環境の良い方などに編入することで適正規模化を図ります。

② 学校の再編成・新設

近隣に小規模校が2～3校あり、学校用地が確保できれば、学校の再編成・新設をすることにより適正規模化を図ります。

また、同一中学校区内での隣接している小規模校の再編・新設を考える場合、小中一貫教育は、一貫した教育カリキュラムでの教育や「中1ギャップ」への対応、学校運営面において、さまざまなメリットが期待されるため、小中一貫校による適正配置を、選択肢の一つとして取り入れていくことを検討します。

③ 通学区域の見直し

適正規模校の通学区域の一部を、周辺の適正規模に満たない学校の通学区域に編入することにより適正規模化を図ります。なお、学校の配置状況により、通学距離や通学の安全などに問題がある場合は検討します。

実施計画については、おおむね2年間で策定することが必要と考えます。

(2) 学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっての留意事項

① 学校と地域との関係への配慮

小・中学校の統廃合を検討する場合は、さまざまな地域コミュニティとの関係を視点の一つに位置づけていくことが重要で、地域に対して次のような配慮をします。

- ・地域には、自治会組織をはじめとするさまざまな団体組織や地域活動があり、学校はこのような地域コミュニティ形成の中心施設として、長い歴史を刻んできた経緯があり、十分な協議・調整を図ることが望ましい
- ・近年、子どもを取り巻く痛ましい事件や事故が多く、子どもたちの登下校時等の

安全確保には、地域団体や住民の協力が大きな役割を担っているという社会的状況があり、地域の協力は不可欠である

- ・通学区域は安全確保のため幹線道路、鉄道、河川等で分けることが望ましいが、原則的には自治会を分断しないように配慮する

以上のことから、学校は地域活動や地域文化の中心であり、統廃合の問題は地域の最重要課題になるものと考えられます。したがって、学校の適正規模・適正配置の検討にあたっては、地域住民自らが次世代育成のためのより良い学校環境作りについて理解することが必要です。

このため、保護者や地域住民の方々と十分に協議をしながら、学校の適正規模・適正配置を進めていきます。

② 通学手段の確保

学校の統廃合により、学校区が広くなり通学距離が遠距離となる場合は、通学の安全という観点からも公共交通の利用のほかに、必要に応じてスクールバスの運行などの通学手段の確保や、何らかの通学支援策を検討します。

③ 校舎の改築及び学校施設の耐震化計画の見直し

現在、市では耐震化計画を進めていますが、学校の適正規模・適正配置の検討の進み具合によっては計画を見直します。

④ 児童生徒への配慮

適正規模化に伴い、児童・生徒はそれまでの人間関係に加えて新たな教職員や友人などとの人間関係の形成に取り組むこととなります。

また、学習環境や学校生活も変化することになるので、児童・生徒の心身に負担にならないように、きめ細かな指導や教職員の配置等について十分な配慮をします。

⑤ 廃校施設や跡地の利用

学校の統廃合により、廃校となる学校の施設や跡地の利用に関しても、子どもや市民のコミュニケーション・レクリエーション活動の促進、文化や生涯学習的な面での充実、そして防災への備えといったことを特に念頭に置き、地域の大切な共有財産であるという視点を軸にすえて、地域住民の方々とともに有効な活用方法を考えていきます。

⑥ 国・県の動向への対応

小・中学校の適正規模を進めるにあたっては、学級編制基準の改訂や教育関係法令の改正等の国・県の動向を踏まえて対応していきます。